

6月17日

福岡県

## 緊急事態宣言の解除後の福岡県の対応（6月19日以降）

福岡県では、5月14日の「緊急事態宣言」解除以降の感染状況を踏まえ、6月1日から、北九州市以外については、感染拡大防止策の緩和を図ることといたしました。また、感染者の急増が見られた北九州市については、引き続き、不要不急の外出自粛、一部施設への休業要請等をお願いしてまいりました。

これまで、ご理解とご協力をいただいた多くの県民、事業者の皆様、そして、医療の最前線で奮闘いただいている医療関係者、様々な現場で社会を支えていただいている皆様に対し、改めて感謝いたします。

北九州市においては、5月23日から6月16日まで合計156人の感染者が出ましたが、1日あたりの感染者数は、直近1週間の平均は1.4人となるなど、感染は落ち着きつつあり、専門家の評価も同様であります。

また、本県では、今後、感染の拡大局面を迎えた際に、医療機関に対し病床の準備等受入体制の整備を要請するため、独自の指標（「福岡コロナ警報」）を設定しており、この指標をもとに総合的に判断し、医療がひっ迫する恐れがある場合には、併せて、県民、事業者の皆様がとるべき措置について検討を開始することとしております。

この「福岡コロナ警報」に照らしてみると、現状は、医療提供体制の確保の準備に入るレベルではなく、医療提供体制も十分余力がある状態にあります。

以上から、福岡県では、感染の再拡大の防止と医療提供体制の維持・確保に取り組みながら、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げていくこととします。

### 1. 北九州市における措置の解除

北九州市における以下の措置については、6月19日から解除する。

- 1.北九州市民に対する県内外への不要不急の外出自粛要請
- 2.北九州市内における催物（イベント等）の開催自粛要請
- 3.北九州市内における接待を伴う飲食店、ライブハウスに対する休業要請

これに伴い、臨時休館していた県立の関門海峡ミュージアム、北九州勤労青少年文化センター、平尾台自然観察センターについても、6月19日から再開する。

### 2. 6月19日以降の取組み（北九州市を含む全県）

#### （1）外出

1.慎重な対応を求めていることとしていた北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動については、6月19日から解除する。

- 2.引き続き、外出の際には、目的地の感染状況に十分注意を払い、慎重に対応すること  
 また、各人による感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出を避けること  
 3.観光振興に関しては、県内の観光から取り組むこととしていたが、6月19日以降、県外からの誘客も可能とする。

### (2) 催物（イベント等）の開催

催物（イベント等）については、引き続き、以下を目安に開催すること（展示会、見本市等についてもこれに準じる）

## 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和

| 時 期    | イベント<br>(コンサート等)  | 展示会等                                      | 全国的な移動を伴う<br>もの(プロスポーツ<br>等)                 | お祭り・野外フェス等<br>(人数の管理が困難な行事) |                         |   |
|--------|---|---|--|-----------------------------|-------------------------|---|
|        |   |   |  | 全国的・広域的または参<br>加者の把握が困難     | 地域の行事かつ参加者<br>がおおよそ把握可能 |   |
| ～6月18日 | 【屋内】100人以下かつ収容定員の半分程度以内<br>【屋外】200人以下かつ人との距離を十分に確保<br>(できるだけ2m)   |   |  | 開催不可                        | 中止を含め<br>て慎重に開<br>催を検討  | 全国的または広域的<br>な人の移動が見込ま<br>れない行事であって、<br>参加者がおおよそ把<br>握できるものは開催<br>可 |
|        | 密閉空間で大声を発するもの、人との<br>間隔を十分に確保できないもの等は<br>慎重な対応、管楽器にも注意            | 入場制限等により、人との間隔を十<br>分に確保できないもの等は慎重な<br>対応 |  |                             |                         |   |
| 6月19日～ | 【屋内】1000人以下かつ収容定員の半分程度以内<br>【屋外】1000人以下かつ人との距離を十分に確保<br>(できるだけ2m) |   |  | 無観客で開催                      | 中止を含め<br>て慎重に開<br>催を検討  | 全国的または広域的<br>な人の移動が見込ま<br>れない行事であって、<br>参加者がおおよそ把<br>握できるものは開催<br>可 |
|        | 密閉空間で大声を発するもの、人との<br>間隔を十分に確保できないもの等は<br>慎重な対応、管楽器にも注意            | 入場制限等により、人との間隔を十<br>分に確保できないもの等は慎重な<br>対応 | 無観客でも感染対策徹底、<br>主催者による試合中・前後<br>における選手等の行動管理 |                             |                         |   |

### (3) 施設の感染防止対策

引き続き、すべての施設管理者は、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとの徹底した感染防止策を確実に講ずること

特に、国内においてクラスターが発生した施設については、嚴重な感染防止策を講ずること

### (4) 職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること

### (5) 新しい生活様式の実践

引き続き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」である、マスク、手洗い、人との距離、三密の回避や、生活の各場面ごとの新しいスタイルについて、それぞれの日常生活に応じて実践を図ること

※ 気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、「屋外で人と十分な距離（2 m以上）を確保できる場合には、マスクを外す」、「周囲の人と十分な距離（2 m以上）を確保できる場所で、マスクを一時的に外して休憩する」など、適宜マスクを外すことで、熱中症の予防を図ること

#### （6）医療機関等への相談について

1～3のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
2. 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
3. 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

発熱や咳など風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず、事前に電話で相談すること

### 3. 人権侵害について

新型コロナウイルスに対する不安や偏見により、感染者や医療関係者、社会機能の維持にあたる方とその家族等に対して、誹謗中傷や差別的な対応といった人権侵害が起きています。

心無い言動、差別は絶対に許されるものではありません。県民の皆様には、こうした行動に決して同調せず、確かな情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

### 4. おわりに

今回の北九州市における感染の拡大は、皆様のご協力により落ち着きつつあり、全県下に広がって第二波となる事態は食い止めることができている。

これから、社会経済活動のレベルを上げていく中で、感染者は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。治療薬やワクチンが出来るまで、新型コロナウイルス感染症とは、長く向き合っていく必要があります。

この戦いに打ち勝つか否かは、県民の皆様一人一人の意識と行動にかかっており、改めて、地域の力と結束が問われます。これまでの努力が水泡に帰すことがないように、気を緩めることなく、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践、そして、徹底した感染防止対策の実施に、しっかり取り組んでください。

皆様に不自由な暮らしを強いることになる外出自粛や施設の休業等の措置を、再びとらなくても済むよう、ご理解とご協力をお願いします。